

集団的消費者被害回復の 取り組み状況と課題

【内容】

消費者機構日本が、特定適格消費者団体として認定をうけて2年半が経過しました。共通義務確認訴訟に至った事案が2件、裁判外で解決した事案が3件あります。一方、相手方資産が確認できない等の理由から、取り組めなかった事案もあります。消費者機構日本がこの間行ってきた、集団的被害回復の取り組みの状況を事案に則して報告するとともに、今後の課題について提起します。

<報告者>

- ①東京医大共通義務確認訴訟弁護団
- ②ワンメッセージ共通義務確認訴訟弁護団長
- ③大東建託事案及びラッキーバンク事案
- ④団体連名意見書(案)の紹介と行政機関による
財産保全制度及び情報支援制度の必要性

- 弁護士 本間紀子 さん
弁護士 瀬戸和宏 さん
弁護士 谷合周三 さん
弁護士 鈴木敦士 さん

開催要項

開催日時: 2019年6月4日(火)

18:45~20:10 (受付18:30~)冒頭当機構の総会報告あり

場所: 主婦会館プラザエフ 地下2階 クラルテ

東京都千代田区六番町15

四ツ谷駅 麹町口 ロータリー一前

参加費: 無料

参加申込: 電話・FAX・メールで下記まで

- ①お名前、②連絡先(電話 or FAX or メールアドレス)、
③所属団体 or ご職業 をお知らせください。

電話 03-5212-3066

FAX 03-5216-6077

メールアドレス seminar10@coj.gr.jp



消費者機構日本 ホームページ

<http://www.coj.gr.jp>

